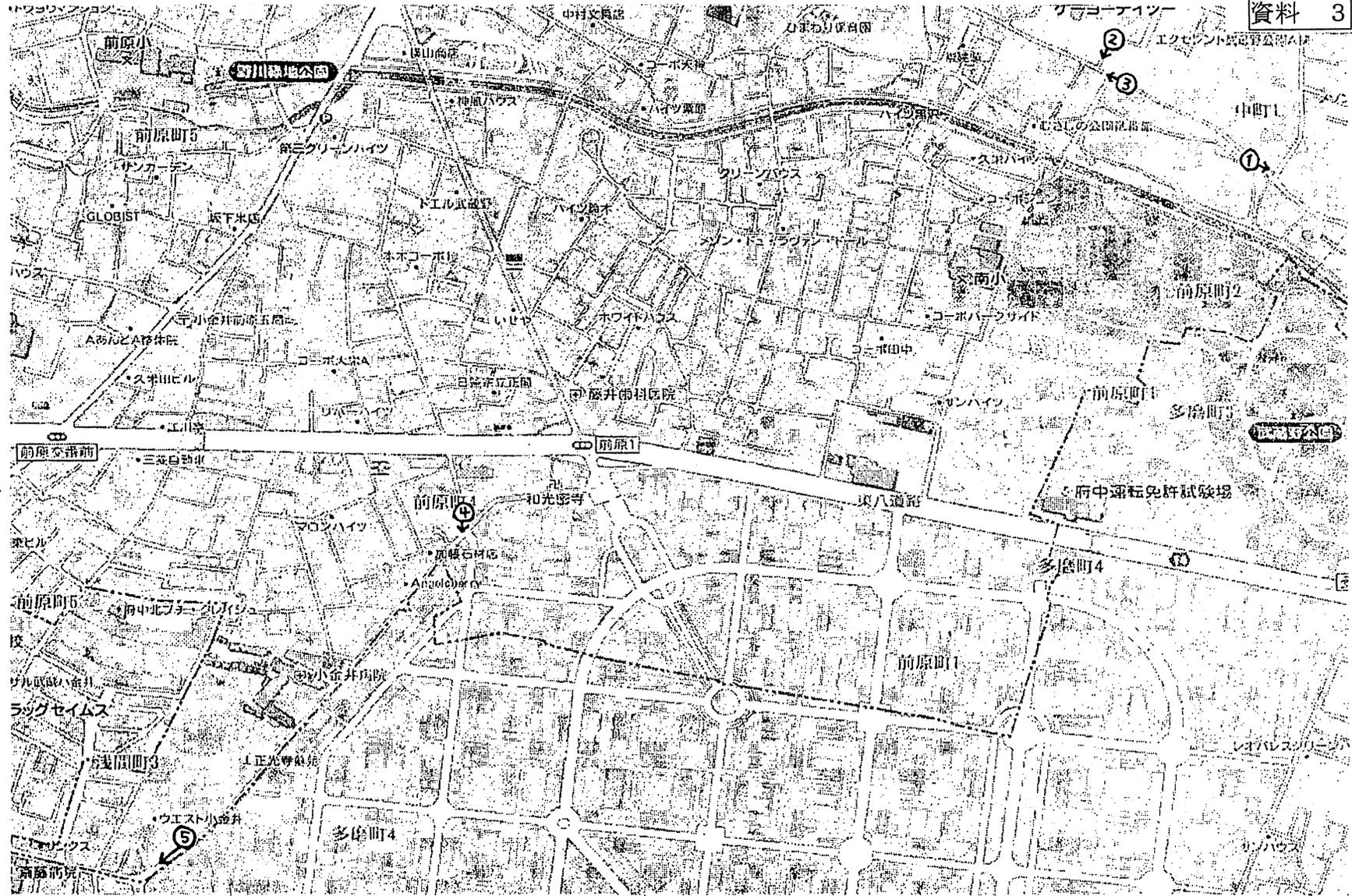


# 通学路防犯カメラ設置場所



## 通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（案）（骨子）

### 1 目的とは

学校、保護者、地域の皆様に行っていただいている児童の見守り活動を補完し、市立小  
学校の通学路における児童の安全確保を図るとともに、「小金井市防犯カメラの設置及  
び運用に関する条例」に基づき、当該防犯カメラの対象者となる皆様のプライバシーの  
保護を図るため、防犯カメラの設置及び運用について定めることを目的としています。

### 2 防犯カメラの設置者とは

- (1) 防犯カメラの設置者は、「小金井市教育委員会」とします。
- (2) 設置者は、防犯カメラの設置、運用等の適正化を図るため、防犯カメラ管理責任者  
を置くこととし、その管理責任者は、「学務課長」とします。

### 3 設置の表示方法は

防犯カメラが作動中であることと設置者名を明示します。

### 4 画像データの保管及び廃棄方法は

- (1) 画像データの保管場所は、施錠等により防護された場所とします。
- (2) 画像データの保管期間は、原則として記録された日から7日間とします。
- (3) 保管期間を終了した画像データは、自動的に上書きする方法により行います。
- (4) 画像データの保管方法は、電磁的記録媒体によるものとします。
- (5) 電磁的記録媒体の廃棄方法は、読取りが行えないよう、破棄、裁断等の処理を行う  
こととします。
- (6) 管理責任者は、記録媒体の廃棄を委託することができます。
- (7) 委託等により記録媒体を廃棄する場合は、画像情報の流出、漏えい、盗難、紛失そ  
の他の事故が生じないよう必要な措置を講じることとします。

### 5 情報提供の制限について

- (1) 画像等から識別される特定の個人の同意がある場合
  - (2) 法令に基づく場合
  - (3) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合
- 上記(1)から(3)を除き、画像等に関する情報を他に提供しません。

## 6 開示請求等の対応について

本人から記録した自己の画像データの開示、削除又は目的外利用もしくは外部提供の中止の請求があった場合の手続は、小金井市個人情報保護条例の定めるところにより行います。

## 7 苦情の処理について

苦情の処理は、管理責任者及び管理責任者が指定する取扱者が行います。

## 8 委託に伴う措置等について

- (1) 防犯カメラの運用に伴う業務の一部を、委託することができることとします。
- (2) 設置者は、防犯カメラの保守に係る作業を委託業者等に行わせるときは、管理責任者が指定する職員を立ち合わせることとします。
- (3) 防犯カメラの保守に係る委託に当たっては、個人情報の漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないようにします。

## 9 秘密の保持

設置者、管理責任者及び取扱者は、画像等から知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならないこととし、設置者、管理責任者又は取扱者でなくなった後においても同様とします。

## 10 個人情報の保護について

設置者、管理責任者、取扱者その他防犯カメラの設置、運用等に関する事務を行う者は、小金井市個人情報保護条例の趣旨にのっとり、防犯カメラの設置、運用等が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないようにしなければならないこととしています。

## 11 運用状況の適正な管理について

電磁的記録媒体の廃棄、画像等の情報提供、開示請求等及び苦情処理については、その運用状況を記録するものとします。

## 通学路防犯カメラ設置に係るQ&A

Q1:なぜ、防犯カメラが必要なのですか？

A1:全国的には、児童が重大な事件に巻き込まれる事案も報道されております。

小金井市では、深刻な事件が頻発する状況ではありませんが、子どもたちが安全で安心して学校に通えるようにするためには、通学途上における防犯等の対策が重要と考えており、学校、保護者、地域の皆様等が行っている児童の見守り活動が第一と考えております。その一方で、防犯カメラは、その学校、地域の皆様等が行っていない見守り活動を補完するものであるため、地域の皆様の目の届かない場所及び時間帯の安全確保にも効果があると考えております。

Q2:プライバシーの侵害になるのではないですか？

A2:防犯カメラの設置に関しては、「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、設置及び運用について要綱を定め、プライバシーの侵害等に十分配慮するとともに、適正な設置及び運用を行ってまいります。

Q3:記録された画像の保存期間は、どれくらいですか？

A3:記録された画像の保存期間は、原則7日間としており、自動的に上書きされるものを想定しています。

Q4:設置場所が良く分かりませんが、目印はないのですか？

A4:実際に防犯カメラが設置されますと、設置者が「小金井市教育委員会」と「防犯カメラが作動中」であることを明示いたします。

Q5:この説明会に出席できない市民には、どのようにお知らせするのですか？

A5:教育委員会では、各校からの設置希望を踏まえ、平成27年7月7日付けで市内小中学校長宛に「通学路への防犯カメラ設置に向けた取り組みについて」を通知し、教育委員会の意向及び進捗状況をお知らせするとともに、保護者の皆様へもお知らせしていただきたいとご案内させていただきました。

学校からは「学校だより」等で保護者の皆様のみならず、地域の皆様へもご案内をさせていただきましたとの報告を受けております。

また、同年11月9日付けで、市内小中学校長宛に「通学路への防犯カメラ設置に関するご案内について」の文書を送付し、同年11月2日から11月10日にかけて実施した設置場所の近隣住民の皆様等に説明をさせていただいた件と各小学校毎の設置予定場所等について、学校だより等で保護者の皆様にお知らせしていただくようお願いをしております。

直近では、市報11月15日号と市ホームページにも掲載をさせていただき、通学路

への防犯カメラ設置に係るご理解ご協力及び説明会のご案内をさせていただいております。

Q6:記録される期間が7日間としたのは何故ですか？短くはないですか？

A6:平成27年11月1日に施行された「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」第7条第5号で定める保管期間が、「画像データとして記録された日から7日間の範囲内において設置者が定める期間とする。」とあること、さらに「平成27年度東京都通学路防犯設備整備補助金交付要綱」にも、「記録の保管期間は、1週間程度までとする。」との規定もあるため、7日間といたしました。

Q7:設置場所(設置予定場所)はどのように決めたのですか？

A7:設置場所(設置予定場所)につきましては、市立小学校の通学路の状況を一番把握している学校、保護者、地域の皆様からの希望が設置場所(設置予定場所)として回答をいただいていることを尊重して決めております。

Q8:記録された画像は、どういうときに、どのような理由で公開するのですか？

A8:記録された画像は、1週間で上書きされて消えてしまいますので、古いものは、残らない仕様といたします。

また、犯罪捜査等で警察が法律に基づいて公文書による照会があった場合は、公文書によって手続きを行います。

このことは「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、現在作成中の要綱に「画像等の情報提供の制限」について規定いたします。

Q9:設置後の動作確認等は、どのように行うのですか？

A9:保守点検につきましては、業者に委託を行います。

現在作成中の要綱にも「防犯カメラの保守に係る作業を委託業者等に行わせるときは、管理責任者(学務課長)が指定する職員を立ち合わせることにする予定としております。

なお、「通学路防犯カメラシステム保守点検委託について」は、平成27年10月22日に開催されました小金井市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、承認をいただいております。

Q10:防犯カメラが作動しているか確認する方法はあるのですか？

A10:導入予定の防犯カメラには、機器の異常(録画異常等)が発生した場合にLED表示機能により知らせるものを想定しておりますので、教育委員会でも通学路安全点検等で通学路を回るとき等に確認をするようにしていきたいと考えております。

皆様にも機器の異常に気が付かれました際には、教育委員会学務課までご連絡をお願いいたします。

Q11:防犯カメラのセキュリティーはどうなっているのですか？

A11:設置する防犯カメラは、カメラと録画装置が一体型で、記録媒体が防犯カメラ本体に収納され、施錠されるものを想定しています。

さらに、記録媒体に記録されたデータは、専用ビューワー(ビューワーとは、データやファイルを表示・閲覧するためのソフトウェアのこと)からのみ閲覧・再生が可能とするものを想定しておりますので、その専用ビューワーがないと見ることはできません。

起動の際にはIDとパスワードで保護されておりますので、そのIDとパスワードがないと起動できないものを想定しております。

Q12:この5箇所以外にも危険な場所があるが、5台以上設置できないのですか？

A12:通学路防犯カメラは、学校、保護者、地域の皆様等が行っている児童の見守り活動を補完するということから、1校当たり5台を目安としており、5台を超えて設置することは想定しておりません。



国立大学法人東京農工大学と小金井市との  
協働・連携に関する相互友好協定書

国立大学法人東京農工大学（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、相互に協働・連携し、人材の育成と施策の充実を図ることにより、学術研究の向上と地域社会の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互協働・連携に基づき、人材の育成と施策の充実を図ることにより、学術研究の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協働・連携項目）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき次の事項につき協働・連携する。

- (1) 農業・工業の振興に関する事。
- (2) 環境問題の解決に関する事。
- (3) 文化・教育及び学術の振興・発展に関する事。
- (4) 防災に関する事。
- (5) 人材育成に関する事。
- (6) 地域活性化に関する事。
- (7) 施設の相互利用に関する事。
- (8) その他両者が必要と認める事。

（協議）

第3条 本協定の事業を実施するために必要な事項は、甲乙両者の協議により定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに、甲乙のいずれからも別段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

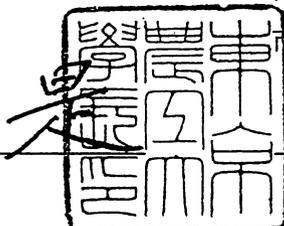
この協定書は2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通ずつを保有する。

平成27年11月25日

甲 東京都府中市晴見町三丁目8番地の1  
国立大学法人東京農工大学  
学長

乙 東京都小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市  
市長

松永 是



稲葉孝彦



## 参考：相互友好協定の趣旨及び具体的事業例

協定第2条の(1)～(7)の相互協働・連携事項に基づき、次のとおり実施・検討していくこととする。

### 1 農業・工業の振興に関すること

#### (1) 趣旨

農業・工業における地域に根差した振興・発展を促し、活気に溢れた小金井を実現し、生活の向上を図る。

#### (2) 具体的事業例

- ア 小中学生対象の体験学習の支援
- イ 地域の産業振興イベント等への協力

### 2 環境課題の解決に関すること

#### (1) 趣旨

良好な自然環境の保護・回復のため、生態系の現状を把握し、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進める。また、環境保全に関する学習の機会及び活動の場を提供し、大学・市民等が行う環境保全活動を支援していく。

#### (2) 具体的事業例

- ア 環境保全士など、地域の環境リーダーの育成
- イ 再生可能エネルギーの利活用等に関する研究
- ウ ごみ減量・再資源化への取組への研究

### 3 文化・教育及び学術の振興・発展に関すること

#### (1) 趣旨

地域における学びの場の確保など、多様な学習機会の提供を行う。また、児童・生徒の理科離れへの対応や環境教育に対する理解を高めるための教育内容の充実と環境づくりや国際交流の促進を図る。

#### (2) 具体的事業例

- ア 多様な公開講座の提供
- イ 小中学校での理科教育や環境教育への講師派遣などの協力
- ウ 本学留学生の小中学校への派遣による異文化交流などの協力
- エ 小金井市民と本学学生の交流の場の提供
- オ 学生ボランティア等派遣による理科授業支援及び児童・生徒の理科学習支援
- カ 理科離れ解消に向けての情報交換

#### 4 防災に関すること

(1) 趣旨

地震や風水害、火災などの大規模災害において、生命、身体及び財産を守るための災害対策を充実していく。

(2) 具体的事業例

- ア 大規模災害等の発生時における広域避難場所としての使用
- イ 災害時における飲料水等の供給協力

#### 5 人材育成に関すること

(1) 趣旨

新たな学びの場の提供や活動機会の充実を図り、地域の課題を解決できるリーダーを養成する。

(2) 具体的事業例

- ア 市民講座の企画・運営についての協力
- イ 地域課題の学習機会の提供
- ウ 中学生の職場体験事業の受入
- エ 生涯学習支援、特に大学院での学習機会の提供
- オ 日本語教師のための講習会等への講師派遣

#### 6 地域活性化に関すること

(1) 趣旨

地域活性化に向けて、観光PRのための新たな観光資源の発掘や小金井市の中小企業の活性化などの支援を行う。

(2) 具体的事業例

- ア 小金井市観光スポットのPRに対する協力
- イ 新たな観光資源の発掘についてのアイデア提供
- ウ 小金井市の中小企業への技術支援・知識の提供

#### 7 施設の相互利用に関すること

(1) 趣旨

施設を相互に利用することにより、市の施策や大学の研究活動などの充実を図る。

(2) 具体的事業例

- ア 小金井市立図書館と東京農工大学図書館の相互利用についての連携・協力
- イ それぞれの文化施設などの相互利用に関する協議
- ウ 産学交流の場としての施設の利用支援



## 亜細亜大学と小金井市との包括的協働・連携協力に関する協定書

亜細亜大学（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、相互の協働・連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な協働・連携協力の下、人的・知的資源の交流及び物的資源の活用を図り、相互に協力して人材育成と地域社会発展に寄与することを目的とする。

### （協働・連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に協働・連携協力を行う。

- (1) 教育研究・学校教育・生涯学習に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 地域活性化に関すること。
- (4) 国際交流及び文化・スポーツの振興発展に関すること。
- (5) 施設の相互利用に関すること。
- (6) その他相互の協働・連携協力に必要なと認める事項

### （協働・連携協力推進窓口）

第3条 前条の協働・連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙双方に窓口を設置し、協働・連携協力を推進するに当たり、必要な連絡調整を行う。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも改廃の意思表示がないときは、1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、協働・連携協力に関する具体的事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

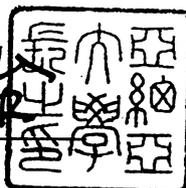
平成27年12月1日

甲 東京都武蔵野市境五丁目24番10号

乙 東京都小金井市本町六丁目6番3号

亜細亜大学  
学長

栗田 元治



小金井市  
市長

箱葉 孝彦



教育委員会の今後の日程

平成27年12月15日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
成人の日記念行事	1月11日(月)	小金井宮地楽器 ホール	全委員
平成28年 第1回教育委員会定例会	1月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会 連合会第3回理事会 第2回理事研修会	1月15日(金) 午後2時30分	東京自治会館 大会議室	鮎川委員
平成28年 第2回教育委員会定例会	2月9日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員